

父兄会からPTAへ
昭和三十二年ボランティアガイドの会

理事 堤 義樹

学校にはPTA団体があるのが当たり前だが、PTAは昔からあった訳ではない。

戦前は「父兄会」と呼ばれ、学校が児童の就学や予算について依頼をする会で、子どもの教育について話し合う会ではなかった。戦後、教育への考え方が変わり、アメリカからPTA(保護者と教員の会)が導入された。村には昭和二十三年頃から各校にPTAが編成された。

糸之瀬小学校のPTA会則には「本会の目的は家庭・学校及び社会において児童の福祉を推進させて学校内外において民主教育を積極的に遂行しようとするものである」との記述がある。目標として①「児童の人格涵養」②「部落地区と緊密な連絡を図り児童の教養娯楽慰安健康増進」③「学校の教育内容の向上」等とある。会則は堅い文言だが、戦後の混乱と物不足の中で、保護者と学校が協力しながら、子ども達の健全育成、学力向上を願っていることがわかる。

専門委員会もあり、①地区別委員会②企画委員会③運営委員



スクールバスを待つ子どもたち (昭和53年頃、松ノ木平第二にて)

会の三つがあり、それぞれに活動をしてきたようである。資料には昭和二十三年から三十二年までの活動の記録がある。「講演会・部落座談会・通路に軽石をひく・幻燈機の購入のための映画会・校庭砂利引き・図書室の充実」などである。当時、幻燈は貴重な娯楽であった。PTAは、定例の活動も含むとかなりの仕事量があったことも推測される。

資料 糸之瀬村誌、村誌久呂保、昭和三十二年記念誌



地域包括支援センターだより

知っていますか？ 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近なしくみです。

気になることがありましたら、お気軽に地域包括支援センターへご相談ください。

成年後見制度を利用すると

- ◎契約などの時に本人の代わりに判断したり、結んでしまった契約を取り消したりできます。大事な財産を守ることができるので安心です！
- ◎元気なうちだからこそ準備できることは色々あります。任意後見制度なら、法律行為を本人に代わって行う人を決めておくことができます！

軽度の認知症と診断された母親。悪質商法にひっかからないか心配で…



ひとり暮らしだけど、もし将来、認知症になったら、財産の管理ができるかとても不安だ…



問合せ 地域包括支援センター ☎24-5111(内線135)





6月30日までに申請を 児童手当の現況届をお忘れなく

▶ 問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 24-5111 (内線131)

現況届の提出を

今年の5月まで児童手当を受給していた方には、「現況届」を提出していただく必要があります。提出が必要な方には関係書類を郵送しています。この届出は、6月1日の状況を把握し、引き続き児童手当を受給する要件を満たしているかを確認するためのものです。

▶ 提出期限 6月30日(水)

届出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

▶ 必要な書類

①令和3年度児童手当・特例給付現況届(郵送済みですが、届いていない方は役場へご連絡ください)

※令和3年度より保険証の写しの提出は省略となりました。ただし、国家公務員・地方公務員等共済組合に加入している被用者とされる方は保険証の写しの提出をお願いします。

※必要に応じて別途提出いただく書類があります。

支給月は6月・10月・2月

原則、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。児童手当を受給している人が6月中に現況届を提出しない場合、支給が一時差し止めとなります。対象者には必要な書類をお送りしています。届いていない方は保健福祉課へご連絡ください。

▶ 令和3年6月10日(木)支給 …… 2月～5月分

▶ 令和3年10月8日(金)支給 …… 6月～9月分

▶ 令和4年2月10日(木)支給 …… 10月分～
令和4年1月分

中学校卒業までの児童が対象

児童手当は中学校卒業(15歳の誕生日後最初の3月31日)までの児童を養育している人に対して支給します。

▶ 児童手当の支給額

(児童1人あたりの月額)

所得・児童の年齢区分		児童手当
所得制限限度額内		
3歳未満(一律)		15,000円
3歳以上	第1、2子	10,000円
小学校修了前	第3子以降※	15,000円
中学生(一律)		10,000円
所得制限限度額以上(一律)		5,000円

※第3子以降…高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

▶ 所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

平成24年6月分の手当から、所得制限が導入されています。表の所得制限額を超える方については、特例給付として児童1人につき月額5,000円が支給されます。

経済センサス活動調査の回答にご協力を

▶ 問合せ 企画課広報統計係
☎ 24-5111 (内線141)

全国すべての事業所・企業を対象にした「令和3年経済センサス活動調査」が6月1日を基準日に実施されています。

村内の事業所にも、調査員がお伺いして調査票を配布しました。

まだ回答がお済みでない場合は、インターネットまたは郵送で行えますので、ご協力をお願いします。

あなたの回答で、日本の未来が見える。

令和3年 6月1日

アンケート! 経済センサス

経済センサス 日本経済の今がわかる
活動調査 「経済センサス-活動調査」がはじまります。

全国すべての事業所・企業が対象です。

<https://www.e-census2021.go.jp/> 経済センサス2021 様式

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。